

## 鏡石町スズメバチ駆除費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町は、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣の早期発見及び早期駆除を促進し、もって町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するもとし、その補助金についてはこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科に属する昆虫をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、スズメバチが営巣している町内の土地若しくは建物を所有する個人であること。

ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、スズメバチの巣駆除処理を業者に委託した場合、1件につき、当該駆除処理に要した費用の2分の1の額（当該補助金の額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、1万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチの巣の駆除処理が終了した後に、鏡石町スズメバチ駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1)スズメバチの巣駆除処理に要した費用の領収書の写し
- (2)スズメバチの巣駆除前及び後現場が確認できる写真
- (3)その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から3ヶ月以内とする。

### (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、内容を審査のうえ、適当と認めた場合は、補助金を交付するものとする。

### (補助金の交付)

第7条 申請者は、前条の交付決定通知後、鏡石町スズメバチ駆除費補助金交付請求書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、申請者に対して速やかに補助金を交付しなければならない。

(実績報告)

第8条 町長は、第5条第1項各号に規定する、スズメバチの巣の駆除処理を実施したことを証する書類の提出をもって、実績報告がされたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるきは、状況調査を行い、又は申請者に対して必要事項の報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第9条町 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。